

から「北部・川間地区

地域包括支援センター」開設



市では、平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、市役所高齢者福祉課内と特別養護老人ホーム関宿ナーシングビレッジ内に、それぞれ地域包括支援センターを設立しました。

1月1日からは、今まで「野田地区地域包括支援センター」が担当していた北部・川間地区を、特別養護老人ホーム松葉園内の「北部・川間地区地域包括支援センター」が管轄します。

◆**地域で安心して暮らせる支援を**
介護予防サービスの利用を希望する要支援1・2の方や、ケアプランの作成や虐待など、高齢者に関する悩みなどがある場合は、お住まいの地区を管轄するセンターにご相談ください。

また、それぞれのセンターでは、関係機関との連携を図りながら、利用者一人ひとりにあった介護予防事業の支援を行うとともに、要介護・要支援状態になっても、住

み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるようになることを目指しています。

①**介護予防ケアマネジメント** ケアマネジメント業務を一体的に実施し、要支援状態などの軽減・悪化防止、要介護状態などになることへの予防を支援します。

②**総合相談・支援事業** 高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、どのような支援が必要か実態を把握し、地域サービスの提供や関係機関の利用につながるなどの連絡調整を行います。

③**権利擁護事業** 実態把握や総合相談業務で、支援が必要と判断し



生ごみ堆肥化装置

可燃ごみを減量

装置購入に助成金

自分で利用できる、のすべての条件を満たす方です。

助成金額は、コンポストは1基につき購入価格の2分の1（限度額3千円）で、機械式生ごみ処理機は購入価格の3分の1（限度額3万円）です。

なお、装置の購入は、市に登録している販売店からに限ります。

◆購入前に申請手続きを

手続きは、①登録販売店に印鑑を持参し、申請の手続きをする、（助成金の申請は販売店が代わり

■地域包括支援センター

センター名	所在地	電話番号	管轄地区
野田地区 地域包括支援センター	鶴奉7番地の1 (市役所高齢者福祉課内)	☎7125 ・1111	中央・東部地区 南部・福田地区
関宿地区 地域包括支援センター	桐ヶ作66番地 (関宿ナーシングビレッジ内)	☎7196 ・5588	関宿地区
北部・川間地区 地域包括支援センター	中里43番地の3 (松葉園内)	☎7128 ・0113	北部・川間地区

た場合、虐待の防止や早期発見など、関係機関との連絡調整を行います。

④**包括的・継続的ケアマネジメント支援事業** 困難事例に関するケ

アマネジャーへの指導・助言や、地域のケアマネジャーのネットワークづくりなど、長期・継続的なケア体制に向けた支援を行います。

【問合せ】 高齢者福祉課

に行いますが、申請手続きをせずに購入した場合は助成金を支給できません）、②市の審査後に、助成基準に当てはまれば、決定通知書を送付しますので、申請に訪れた販売店に通知書を持参し、装置を購入、③市へ助成金の請求書を提示、④助成金を口座振込みにより支給、という手順になります。

1月10日から店舗でも粗大ごみ処理券が購入可能に

また、市では、家庭で不用になった粗大ごみを戸別収集していただきます。収集前には、市民の皆さんに粗大ごみ処理券を購入していただき、粗大ごみに貼り付けをお願いしています。

役所や支所、各出張所などの公共施設のみでしたが、店舗にご協力いただき、1月10日から60店舗（取扱店の一覧は19年12月15日号3面参照）で販売を開始します。

【問合せ】 生ごみ堆肥化装置購入

助成金のことは清掃計画課、粗大ごみ処理券のことは清掃第一課 ☎7138-11001、関宿クリーンセンター ☎7196-0022